

神戸大学大学院農学研究科の課程を経た者の博士論文審査等に関する内規

平成19年4月1日制定
平成25年6月21日改正
令和5年6月16日様式改正

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。）第24条に基づき、神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の博士課程後期課程の博士論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士論文等の提出)

第2条 研究科に在学する者が博士論文の審査を願い出るときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 博士論文審査願（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式2） | 1部 |
| (3) 博士論文 | 4部 |
| (4) 博士論文を記録した電子媒体 | 1部 |
| (5) 論文内容の要旨（別紙様式3） | 1部 |
| (6) 履歴書（別紙様式4） | 1部 |
| (7) その他の参考論文 | |

2 博士論文等の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期限は、研究科教授会の議を経て別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期限を、研究科教授会の議を経て別に定めることができる。

(博士論文審査委員会)

第3条 博士論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、博士論文提出者ごとに博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。

3 審査委員となる研究科の教員は神戸大学大学院農学研究科教員資格審査委員会において、博士課程後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。また、審査委員には指導教員を含むこととする。

4 連携講座においては、副指導教員を加えなければならない。

5 研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に定める者のほか、博士論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

6 主査及び副査の選定は、研究科教授会の議を経て行う。

7 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

(最終試験)

第4条 審査委員会は、博士論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、博士論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果の報告)

第5条 審査委員会は、博士論文審査及び最終試験が終了したときは、博士論文審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年2月9日から施行する。